

磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>(サービスの内容等)</p> <p>第3条 訪問型サービスAとして実施するサービスの内容は、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月12日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(サービス提供対象者)</p> <p>第4条 訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAのサービス提供対象者は、次の各号に掲げるサービス利用回数の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(追加)</p> <p>2・3 略</p> <p>(第1号訪問事業に要する第1号事業支給費の額等)</p> <p>第5条 省令第140条の63の2の規定により磐田市が定める第1号訪問事業に要する第1号事業支給費の額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に磐田市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額に、別表第1に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>(追加)</p>	<p>(サービスの内容等)</p> <p>第3条 訪問型サービスAとして実施するサービスの内容は、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(サービス提供対象者)</p> <p>第4条 訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAのサービス提供対象者は、次の各号に掲げるサービス利用回数の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 1月の中で全部で22回以下の回数（身体介護を中心の訪問介護相当サービスに限る。） 事業対象者及び要支援者</p> <p>2・3 略</p> <p>(第1号訪問事業に要する第1号事業支給費の額等)</p> <p>第5条 省令第140条の63の2の規定により磐田市が定める第1号訪問事業に要する第1号事業支給費の額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に磐田市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額に、別表第1及び第3項に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第1項第4号のサービスを提供した場合は、1回につき167単位を算定する。</p>

現行		改正案																							
(第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額)		(第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額)																							
第7条 省令第140条の63の2の規定により磐田市が定める第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、単価告示の規定により10円に磐田市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額に、次の各号に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		第7条 省令第140条の63の2の規定により磐田市が定める第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、単価告示の規定により10円に磐田市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額に、次の各号に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。																							
(1) 介護予防ケアマネジメントA <u>431単位</u>		(1) 介護予防ケアマネジメントA <u>438単位</u>																							
(2) 略		(2) 略																							
2 略		2 略																							
(追加)		3 指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度に、委託連携加算として第1項第1号の単位数に300単位を加えるものとする。																							
附 則		附 則																							
(追加)		(施行期日)																							
この告示は、平成29年4月1日から施行する。		1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。 (令和3年度における第1号事業支給費の特例)																							
(追加)		2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、第7条（第1項に限る。）、別表第1及び別表第3（加算及び減算を除く。）に規定する単位数の1,000分の1,001に相当する単位数により、第1号事業支給費を算定する。この場合において、当該単位数に1単位未満の端数が生じるときは、これを四捨五入する。																							
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービス種別</th> <th>訪問介護相当サービス</th> <th>訪問型サービスA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単 価</td> <td>月包括</td> <td>週1回程度</td> <td><u>1,172単位</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>週2回程度</td> <td><u>2,342単位</u></td> </tr> </tbody> </table>		サービス種別		訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	単 価	月包括	週1回程度	<u>1,172単位</u>		週2回程度	<u>2,342単位</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービス種別</th> <th>訪問介護相当サービス</th> <th>訪問型サービスA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単 価</td> <td>月包括</td> <td>週1回程度</td> <td><u>1,176単位</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>週2回程度</td> <td><u>2,349単位</u></td> </tr> </tbody> </table>		サービス種別		訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	単 価	月包括	週1回程度	<u>1,176単位</u>		週2回程度	<u>2,349単位</u>
サービス種別		訪問介護相当サービス	訪問型サービスA																						
単 価	月包括	週1回程度	<u>1,172単位</u>																						
		週2回程度	<u>2,342単位</u>																						
サービス種別		訪問介護相当サービス	訪問型サービスA																						
単 価	月包括	週1回程度	<u>1,176単位</u>																						
		週2回程度	<u>2,349単位</u>																						

現行					改正案				
回数（1回当たり）	週2回を超える回数	3,715単位	2,841単位		回数（1回当たり）	週2回を超える回数	3,727単位	2,850単位	
	週1回程度	267単位	204単位			週1回程度	268単位	205単位	
	週2回程度	271単位	206単位			週2回程度	272単位	207単位	
	週2回を超える回数	286単位	218単位			週2回を超える回数	287単位	218単位	
略					略				
備考 1～4 略					備考 1～4 略				
別表第3（第6条関係）									
サービス種別			通所介護相当サービス	通所型サービスA	サービス種別			通所介護相当サービス	通所型サービスA
単価	月包括	週1回程度	1,655単位	1,175単位	単価	月包括	週1回程度	1,672単位	1,186単位
		週2回程度	3,393単位	2,408単位		週2回程度	3,428単位	2,433単位	
回数（1回当たり）	週1回程度	380単位	269単位		回数（1回当たり）	週1回程度	384単位	271単位	
	週2回程度	391単位	277単位			週2回程度	395単位	279単位	
略					略				
備考 1～4 略					備考 1～4 略				